

別表 1

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	<p>補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1)借受農地管理等事業</p> <p>ア 遊休農地又は所有者不明農地と一体的に借り入れた新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援</p> <p>イ 新規就農者向け研修用又は就農用農用地等の賃料支援</p> <p>ウ 農用地等の賃料・保全管理支援</p> <p>エ 研修用の農業用ハウス設置支援</p> <p>(2)農地中間管理機構運営事業</p> <p>(3)遊休農地解消緊急対策事業</p>	<p>定 額</p> <p>9.5/10以内</p> <p>7/10以内</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p>	機 構	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業の相互間における経費の30%を超える増減</p>	<p>事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止 事業費の30%を超える増減</p>
2 機構集積協力金交付事業	<p>補助事業者が実施要綱第3の2に規定する次の事業に要する経費</p> <p>(1)地域集積協力金交付事業</p> <p>(2)集約化奨励金交付事業</p> <p>(3)機構集積協力金推進事業</p>	定 額	市町村	<p>経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(3)の事業の相互間における経費の増減</p>	<p>事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止 事業費の30%を超える増減</p>

別表 2

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
農地中間管理機構事業	<p>補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費</p> <p>機構業務費 売買支援事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務及び農地所有適格法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務等に要する次の経費</p> <p>ア 契約書及び許可申請書作成費 イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 ウ 登記申請書 エ 登記関係証明書 オ 諸税 カ 金銭消費貸借契約費 キ 対価賃借料徴収支払関係費 ク 財産管理費 ケ 測量費 コ 通信費 サ 旅費 シ 資金回収事務費 ス 信託・出資検討会費 セ 農地管理業務費 ソ 委託契約印紙税 タ 連携強化活動費</p> <p>農地中間管理機構事業の実施に係る団体等との連携活動に要する経費</p>	補助対象経費の10分の10以内	機 構		事業実施主体の変更 事業の新設又は廃止

(用語の定義)

- (注) 1 売買支援事業：売買支援実施要綱第4に規定する事業（2に規定する事業を除く。）
 2 農地売渡信託等事業：農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第2号に規定する事業
 3 農地所有適格法人出資育成事業：農業経営基盤強化促進法第7条第3号に規定する事業